



**3** 2007  
MARCH

■発行/  
長野県人権啓発センター  
〒387-0007 千曲市屋代字清水260-6  
TEL 026-274-2306 FAX 026-274-2309  
長野県企画局人権・男女共同参画課  
〒380-8570 長野市大字南長野字幡下692-2  
TEL 026-235-7106 FAX 026-235-7389  
URL <http://www.pref.nagano.jp/>  
E-mail [jinken-danjo@pref.nagano.jp](mailto:jinken-danjo@pref.nagano.jp)

今月は、  
多文化共生と  
犯罪被害者の  
特集です。

## 多文化共生社会の実現を目指して

最近の国際化の進展に伴い、県内に在住する外国籍の方も増え、日常生活の様々な場面で密接な関わりを持つようになってきました。

こうした中、日本語でのコミュニケーションが十分とれないことや、文化・生活習慣の違いから地域において外国籍の方が孤立してしまうなどの問題も生じています。

県ではこうした問題を解決するため、国籍や言葉の違いを超え、一人ひとりの人権が尊重される共生社会の実現を目指し、様々な事業に取り組んでいます。今回はその中から、9月から12月にかけて開催しました「多文化共生フェスティバル」と「人権フェスティバル」をご紹介します(2～3ページ以下参照)。



## 犯罪被害者等の人権とは…

犯罪被害者等とは、犯罪や犯罪と同様な有害な行為によって、心身に害を被った方やその家族・遺族をいいます。

長野県内においても殺人などの凶悪犯罪や、窃盗、交通事故など多数の犯罪等が発生しており、誰もが犯罪被害者やその家族となる可能性があります。

そして、被害に遭った多くの方が、犯罪の直接的被害だけでなく、被害後の精神的ショックや経済的負担など様々な困難に直面し苦しんでいる状況にあります。

こうした中、犯罪被害者の困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るため、平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者のための新たな取組が始まりました。

4ページ以降に、犯罪被害者の置かれた状況や国・県等の取組について紹介します。

### ○長野県内における犯罪等の状況

刑法犯認知件数	22,902件
交通事故発生件数 (死傷者数)	13,122件 (17,240人)
児童虐待相談件数 (県内5児童相談所の受付件数)	599件
DV(配偶者間暴力)相談件数 (女性相談センター、男女共同参画センター、県福祉事務所、女性相談員の受付件数)	1,774件

※刑法犯認知件数、交通事故発生件数・死傷者数は平成18年、児童虐待相談件数、DV相談件数は平成17年度の数値。

# 人権フェスティバル

## ～一人ひとりの“ちがい”が尊重される社会へ～

### イベント概要

平成18年12月1日、県松本文化会館において、多文化共生社会の実現をテーマに開催しました。ブラジル母国語教室の児童による歌や踊りの発表、ビデオ上映、パネルディスカッションを通じ、500名近くの参加者が、国籍やことば、文化などの違いを認め、尊重しあう多文化共生社会についての理解を深めました。

ブラジル母国語教室の児童による歌、踊りの発表



### ビデオ上映

### 「ソーテサワサワ～人間の価値はみな同じ～」

私たちみな同じ、私たち皆いっしょ、色違いあっても、髪の毛種類違いあっても、国の違いあっても、私たち皆同じ。シーシー・ソーテ・サワサワ…人間の価値はみな同じ、みないっしょ…

パネラーの一人、小林フィデアさん（タンザニア出身）の物語です。



### パネルディスカッション

コーディネーターに「多文化共生センターきょうと」理事長の重野亜久里さんを迎え、パネラー4名が外国籍県民、支援者、そして地域住民のそれぞれの視点から、文化、習慣が違う方々が、互いの“ちがい”を認め、理解し合い、どのように地域社会で共生していくかについて話し合いました。

～多文化共生に向けて～  
人と人がコミュニケーションをとり、顔の見える関係を創ることから始めてみませんか。



▲左から重野亜久里さん、パネラーの小林フィデアさん、川澄利枝子さん、奥津グレースさん、山岸勝利さん

## 多文化共生フェスティバル開催

外国籍県民と地域住民が、異なる国の文化を紹介し、お互いの理解を深めるフェスティバルが、市町村や地域の国際交流団体等と県国際課の共催により開催されました！



### ○タイフェスティバルin千曲 (千曲市 H18.9.10)

大ホールでは、タイと日本のそれぞれの伝統文化の紹介が行われました。タイの方の企画による「フルーツカービング」の体験コーナーは、たくさんの方でにぎわいました。



### ○ブラジル田舎まつりIN上田 (上田市 H18.9.10)

「互いの文化を理解し、共に生きよう!!」をテーマに、ブラジル田舎まつりのダンスを踊ったり、浴衣を着たブラジルの子供たちによる日本の踊りの発表も行われました。



### ○中国フェスティバル 中国Day (安曇野市 H18.10.1)

中国から渡来した楽器「大正ハーブ」の演奏や、中国の方と一緒に踊ったヤンコ踊りが披露されました。中国料理試食コーナーも、大人気でした。



地域にお住まいの外国籍県民の方々が、実行委員会のメンバーに加わり、企画段階から、アイデアを出し合い、一緒に作り上げたフェスティバル。

当日は外国籍県民と地域住民が、異なる文化に触れ合い、お互いの理解を深めることができました。このフェスティバルがきっかけとなり、地域における「多文化共生社会」推進のために、様々な取り組みを始めようとする機運が高まりました。

○多文化共生フェスティバルに関するお問い合わせ先：長野県企画局国際課 TEL.026-235-7165

# 犯罪被害者とその家族の人権について考えましょう

## 被害者の状況

私たちは、ある日突然、本人の意思とは無関係に、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の被害を受ける可能性があります。更に、ひとたび犯罪等にあって、こうした直接的な被害だけでなく、

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレス・不快感

など、被害後に生じる様々な問題（二次的被害）にも苦しめられることになります。

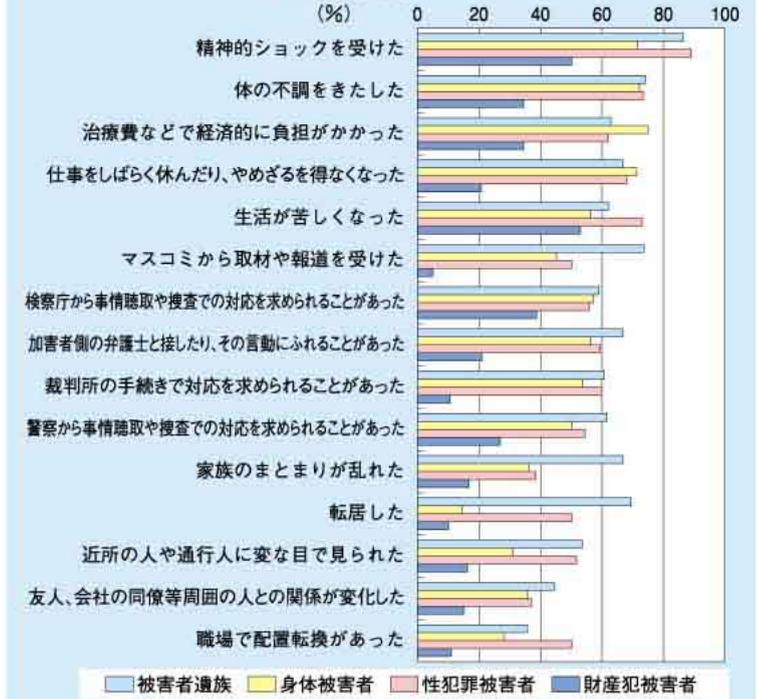
周りの人は、被害者の気持ちをあたたかく受け止めて接し、責めたり、無理に励ましたりすることなどを避けていただくことが大切です。

また、興味本位のうわさ話をすることはやめましょう。

被害者の方の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持が重要です。



## 二次的被害の状況



事件後に、上記のような出来事があったとする被害者のうち、当該出来事を「被害の一部であると非常に強く思う」と回答した者の割合。犯罪被害者実態調査報告書（犯罪被害者実態調査研究会）より

## 「言わないで下さい」

「さびしいでしょう。」なんてあなたのお子さんが県外の大学へ行ってさびしいのと同じにしないで下さい

「元気になって良かった。」なんて笑顔をつくってはいても心は血を流しているんです

「お子さんの分まで生きて」なんて私の命とひきかえにあなたの子に助かってほしかったんです

「交通事故で良かった。」なんて交通事故だから 加害者は人を殺しても許されるんですか

「この世のすべては必然。」なんて娘の命が奪われることはとうに決まっていたというんですか

「子どもの死を無駄にするな。」なんてあなたのその言葉こそが私には一番の無駄に思えます

やめて下さい

あの子を過去のことにしてしないで下さい

あの子は まだ私の中でちゃんと生きていますから

大角希伊子さん「遺された親」として、今より抜粋させていただきます

「もう一度会いたい（遺族の手記）」  
〔社被害者支援都民センター〕より

## 被害者支援のための法整備の動き

### 昭和56年「犯罪被害者等給付金支給法」施行

- 昭和49年に発生した三菱重工ビル爆破事件等を契機に、生命・身体に一定の被害を受けた被害者やその遺族に対し、国が給付金を支給する制度が始まりました。
- 平成13年には、法改正により、支給対象者の拡大や給付額の引き上げが行われました。

### 平成12年「犯罪被害者保護二法」施行

- 証人の負担軽減を図るための証人への付添い・遮へい措置の導入や、被害者の公判廷での意見陳述、公判優先傍聴など、被害者の心情に配慮した制度が整備されました。

※犯罪被害者保護二法：「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」

### 平成17年「犯罪被害者等基本法」施行

- 「権利が尊重されない」「支援が不十分」「社会での孤立」「副次的被害」など、被害者の状況が依然として深刻な中、被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等基本法が施行されました。



#### 犯罪被害者等基本法では、

- 基本理念として「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定し、被害者の権利が明文化されました。
- 国・地方公共団体には被害者のための施策の策定・実施を、国民には被害者への十分な配慮などを求めています。

## 国や長野県の取組

### 国

「犯罪被害者等基本法」の具体的な施策の着実な実施を図るため策定された「犯罪被害者等基本計画」に基づき、公営住宅への優先入居など多くの施策に直ちに取り組むとともに、経済的支援の拡充などの検討を進めています。

### 長野県

警察本部では、パンフレット（被害者の手引き）やホームページを通じた被害者への情報提供、犯罪被害給付制度の運営、相談・カウンセリング体制の整備、捜査の状況等を被害者に情報提供する被害者連絡制度の運営など、多様な支援を行っています。

また、県でも、被害者に関する各種の相談や、ホームページを通じた啓発・相談窓口の情報提供を実施しているほか、犯罪被害者等基本計画に基づいた支援体制の整備など必要な施策の検討を進めています。

### 主な相談窓口

#### 長野県警察本部 警察安全相談室

犯罪等による被害の未然防止など安全と平穏に関する相談

電話 026-233-9110（毎日24時間）

#### NPO法人 長野犯罪被害者支援センター

被害者等の悩み・精神的被害の相談、警察や裁判所・病院への付き添い等

電話 026-233-7830

（土・日・祝日を除く10：00～16：00

第2・4金曜10：00～19：00）

#### 日本司法支援センター「法テラス」長野地方事務所

精通弁護士や専門窓口の紹介、各種情報提供

電話 0570-079714

（平日9：00～21：00 土曜9：00～17：00）

※相談窓口の一覧は以下のホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/hanzai/madokuti.htm>

# 人権啓発センターをご活用ください

**展示室** 様々な人権問題に関する展示や立体映像装置、また人権問題に向き合ってきた方々の証言映像をご覧ください。

**講師の派遣** 人権尊重の意識高揚を図るため、センターの人権啓発推進員が市町村、団体等が開催する学習会・研修会において、人権問題についての講演を承ります。講師への謝礼は無料で、事前申し込み（予約）をお願いします。

**貸し出し**  
人権啓発ビデオ・映画フィルム・パネル  
啓発ビデオ190本、映画フィルム68巻、  
パネルセット2組（1セット22枚）を  
そろえています。貸し出しは無料です  
が、送料のみ負担していただきます。  
ご利用をお待ちしております。

## ◇最近そろえたビデオ◇

作品名	作成年度	企画	時間(分)	対象	テーマ
私の好きなまち	17年	兵庫県、(財)兵庫県人権啓発協会	35	一般、小学校、中学校、高校	同和問題、人権全般
未来への虹 -ぼくのおじさんは、ハンセン病-(アニメ)	17年	法務省 (財)人権教育啓発推進センター	30	一般、小学校、中学校、高校	ハンセン病（療養所入所者と子どもとの交流）
地域で暮らそう ～知的障害者と共に～	17年	長野県	33	一般、中学校、高校	障害者 (知的障害者の地域生活移行)
一人ひとりが輝く社会へ ～みんなですめる人権尊重プログラム～	17年	長野県	43	一般	人権全般(人権尊重のため県民が主体的に取り組む事業の紹介)
旅立ちの日に (アニメーション)	17年	北九州市、北九州市教育委員会、 北九州市人権問題啓発推進協議会	40	一般、中学校、高校	女性(男女共同参画)、 障害者(社会参加)
壁のないまち	17年	兵庫県、(財)兵庫県人権啓発協会	35	一般	障害者 (雇用、ユニバーサル社会)
ソーテ サワサワ	16年	長野県同和教育推進協議会	34	一般	外国人(入店拒否、偏見)



### 人権啓発センターでの研修で、人権感覚をいっそう高めませんか!

平成18年度、当センターで人権講座を受講された方は約800名、開講数は33回に上ります(19年1月現在)。各地域の公民館、人権擁護委員、市町村職員の行政関係者、企業関係者、学校関係者、個人、地域の団体など多くの皆様に人権教育研修の場としてご活用いただきました。講師は、当センターの人権啓発推進員が務めています。お申込は、事前に電話又はファックスで、お願いします。  
差別のない、明るく住みやすい社会の実現に向けて、人権感覚を高めていきましょう。受講料は無料です。



### 長野県人権啓発センター

〒387-0007 千曲市屋代字清水260-6  
長野県立歴史館内  
TEL026-274-2306 FAX026-274-2309

ホームページ  
<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/center/center.htm>

- ◆開館時間  
午前9時～午後5時(ただし、入館は午後4時30分まで)
- ◆休館日  
毎週月曜日(祝日、振替休日にあたるときは火曜日)  
祝日の翌日(日曜日にあたるときは開館)  
燻蒸(くんじょう)等センターが定める日  
12月28日～1月3日
- ◆入館料  
無料
- ◆交通案内  
しなの鉄道 屋代駅、屋代高校前駅から徒歩25分  
長野電鉄河東線 東屋代駅から徒歩20分  
長野自動車道・上信越自動車道 更埴I.C.から車で5分